

平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎ 63-5110

軽自動車税は、毎年4月1日に登録のある軽自動車等に対して課税されます。平成28年度から新税率が適用されますので、所有者の異動があった場合は、3月末までに手続きをしてください。

2輪車等の税率

車種		税率	車種		税率
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円	2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		3,600円
	50cc超90cc以下	2,000円	2輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
	90cc超125cc以下	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	ミニカー	3,700円		その他	5,900円
			専ら雪上を走行するもの		3,600円

4輪車等の税率

4輪車等の軽自動車については、新規登録した年月日によって、税率が異なります。

グリーン化（環境負荷の低減促進）を進める観点から、新規登録から13年を経過した4輪車等の軽自動車については、重課税率（税率の引き上げ）が適用されます。

車両区分		税率			
		平成27年3月31日以前に新規登録した車両	平成27年4月1日以降に新規登録した車両	新規登録から13年を経過した車両	
3輪		3,100円	3,900円	4,600円	
4輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた4輪車等で、排出ガス性能および燃費性能に優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度の軽自動車税の税率を軽減する特例措置が適用されます。

車両区分		税率（グリーン化特例）			
		(ア) 75%軽減	(イ) 50%軽減	(ウ) 25%軽減	
3輪		1,000円	2,000円	3,000円	
4輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

(ア) 75%軽減	電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%軽減）		
(イ) 50%軽減	乗用	平成17年排出ガス基準 75%低減達成かつ	平成32年燃費基準+20%達成車
	貨物		平成27年燃費基準+35%達成車
(ウ) 25%軽減	乗用	平成17年排出ガス基準 75%低減達成かつ	平成32年燃費基準達成車
	貨物		平成27年燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)については、揮発油(ガソリン)を燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。